

とちぎカーボンオフセット
グリーン電力購入等によるCO₂削減量算定基準

1 趣旨

この基準は、とちぎカーボンオフセット実施要綱第5条に規定する、グリーン電力購入等によるCO₂削減量(以下「CO₂削減量」という。)の算定方法を定める。

なお、この基準は、最新の科学的知見等に基づき、必要に応じて改正する。

2 算定式

以下の式によるものとするが、オフセット(相殺)の対象とする事業活動における電力使用量等の環境負荷に比してグリーン電力購入量が過小と認められる場合は算定を行わないものとする。

CO₂削減量(t-CO₂)

= グリーン電力量 × CO₂排出係数

(グリーン電力量 : 購入したグリーン電力量(kWh))
(CO₂排出係数 : 電力1kWhを発電する際に排出するCO₂排出量(t-CO₂/kWh))

3 算定に使用するデータ

(1) グリーン電力量

購入した証書に記載された量(kWh)

(2) CO₂排出係数

当分の間、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省)」の0.000555 (t-CO₂/kWh)を採用する。

4 協賛に対するCO₂削減量の算定

協賛に対するCO₂削減量(t-CO₂/円)は、2で算定したCO₂削減量を証書の購入経費で除して算定する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

